

4. 廃棄物・リサイクル、環境保全分野

廃棄物・リサイクル、環境保全(1)	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し
<p>規制の現状</p>	<p>悪質な処理業者を排除する観点から、2003年12月施行の改正廃棄物処理法によって、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号または第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当する時は、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。</p> <p>その1つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。</p> <p>※その他の環境関連法令 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項第4号ハ 廃棄物処理法施行令第4条の6</p>
<p>要望内容</p>	<p>悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、廃棄物処理に係る構造改革を推進しつつ、循環型社会の構築に向けた動脈産業等の取組みを阻害しないよう、両者を両立しうる制度への改善をすべきである。具体的には下記の4点について見直すべきである。</p> <p>①悪質業者を排除する目的を果たすためには、欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみで十分であり、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」(「取り消すことができる」)とすべきである。</p> <p>②過失によるその他環境関連法令違反で直罰を受けた場合については、施設許可のみならず、業の許可についても「裁量的取消し」とすべきである。</p> <p>③欠格要件が適用される法人役員の範囲について、業務執行に直接関係の無い社外監査役は対象外とすべきである。</p> <p>④欠格要件に該当した場合においても、個別リサイクル法におけるリサイクル施設の認定については裁量的な取消しとするとともに、個別リサイクル法による事業が継続できるようにすべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、「学識経験者等からなる検討会」を設け、2007年3月に報告書がまとめられたが、当会の要望は実現されなかった。本年1月より、「欠格要件の在り方検討会」における検討が再開されたことは評価でき、上記要望が実現される方向で検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な廃棄物処理業者の排除には処理業のみの許可取消しで可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「廃棄物処理施設の許可」まで、「義務的取消し」とする必要はない。廃棄物処理施設許可の「義務的取消し」は、廃棄物の適正処理が可能な施設の不足をもたらし、廃棄物処理による環境問題を誘発することが懸念される。</p> <p>近年、製造事業者が、ゼロエミッションを目的に自ら廃棄物処理を行う場合や、生産プロセスを活用して廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設及び業の許可を取得しているケースが多い。そのため、施設許可が義務的に取消されると、事業者は廃棄物の自己処理ができなくなる。また、生産プロセスを活用した廃棄物処理が不可能となり、廃棄物の適正処理に支障をきたす。さらに全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、1カ所の事業所における欠格要件が全事業所にまで適用され、影響が不必要に拡大する。</p> <p>②生産設備においては環境法令違反を犯した場合、速やかに違反原因への対処や再発防止策を講じることにより、当該設備の再開が可能である。しかしながら廃棄物処理法の欠格要件の適用を受けて波及的に許可が取消された処理施設は、5年にわたって再稼働できない。</p> <p>とりわけ、その他環境法令に直罰規定のある大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法が含まれている。製造事業者にとって、過失や事故等によっても直罰規定の適用される法律により欠格事由に該当する直接関係ない違反でも、廃棄物処理やリサイクル事業に影響が及ぶことになり、行き過ぎた規制といわざるを得ない。</p> <p>③悪質な処理業者の黒幕を排除する目的で、欠格要件に該当する者の範囲を「法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者」と定めている。</p> <p>しかしながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行役等の業務執行を監査する立場にあり、ガバナンスの趣旨から見ても、監査の権限を高めることで業務執行からの独立性の確保を図っているため、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の対象とするのは行き過ぎである。</p> <p>④個別リサイクル法に基づく特定物品のリサイクルは、所管大臣の認定を受けることで実施できるが、リサイクル施設については廃棄物処理法の施設許可が必要である。欠格要件に該当することによる事業停止リスクの存在が、リサイクル事業の拡大を阻害している。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(2)</p>	<p>廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>①廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。少なくとも、業を目的としない自社処理のための廃棄物処理施設について、添付書類を削減すべきである。 加えて、廃棄物処理施設について軽微な変更を行う場合の届出に際し、すでに届出ている役員に係る添付書類については削減すべきである。 ②廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(2008年3月25日)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた検討を行う」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。 その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある1つの地方公共団体で手続きを行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。同3か年計画において自治体間における情報共有化等についても検討を行う旨が記載されたことは評価でき、本要望を実現すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動があるたびに、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に事務負担が大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。 役員の届出は悪質な業者の排除を目的としていることから、少なくとも、業を目的としていない自社処理施設の場合には、添付書類を削減するなど、手続を簡素化すべきである。加えて、処理施設の軽微な変更の場合にも、添付書類の削減を検討すべきである。 ②将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(3)</p>	<p>PCBに関する届出事項の簡素化・重複報告の削減</p>
<p>規制の現状</p>	<p>PCB廃棄物保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管・発生・移動・処分・使用状況等について、量の多寡に係らず詳細な情報を都道府県知事等に毎年度届出なければならない。 一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進等の観点から、「多量排出事業者」に対し、PCB廃棄物も含めて、廃棄物の種類ごとに発生量・処理量など、産業廃棄物等に毎年度提出すべき旨、規定している。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>PCB特別措置法第8条 PCB特別措置法施行規則第5条 廃棄物処理法第12条第7項、第12条第8項、第12条の2 廃棄物処理法施行規則第8条17の2、第8条の17の3</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理法で規定している「多量排出事業者」の計画・報告内容から、PCB廃棄物は除外し、多量排出事業者に該当するか否かの判断基準からもPCBは除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事業者の事務負担を軽減する観点から、行政への届出、報告義務は必要最小限とすべきである。 廃棄物処理法における多量排出事業者の制度は、廃棄物の排出抑制・リサイクルや適正な処理を推進することを目的に定められているものである。他方でPCB特別措置法におけるPCB廃棄物の保管等の届出は、PCB廃棄物の紛失等を防止し、確実かつ適正な処理を確保するために定められているものである。 PCB廃棄物の処理は、多量排出事業者制度の意図でもある排出抑制・リサイクル促進等といったものとは異なる観点から行われるべきものである。また、多量排出事業者のもう1つの意図でもある適正な処理の推進については、PCB特別措置法で定められている事項であることから、多量排出事業者の制度でさらに適正処理に関する報告を求めることは不要である。 したがって、都道府県知事等への届出事項の簡素化・重複報告の排除の観点から、PCB廃棄物に関する事項については、多量排出事業者に係る報告制度の枠組みから切離すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(4)</p>	<p>PCBに関する届出書に記載する「廃棄物の種類」に係る区分の簡素化 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>PCB保管事業者はPCB特別措置法に従い、都道府県知事に対して、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書を提出する必要がある。 この届出の記載内容は、PCB廃棄物の種類ごとに記載することになっており、その種類は記入要領(PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領:環境省作成)で定められ、安定器は4種類に細分化されているなど詳細に分類分けが行われている。</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>PCB特別措置法第8条 PCB特別措置法施行規則第5条 PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入要領別表2</p>
<p>要望内容</p>	<p>PCB保管事業者の管理負担を軽減するため、届出書に記載すべき「PCB廃棄物の種類」の区分を一部統合する方向で、見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>PCB保管事業者は正確な管理を行うために、PCB廃棄物について現物確認を行っている。 PCB廃棄物の保管、現物確認にあたって、届出書に記載するPCB廃棄物の種類ごとにドラム缶などの保管容器に入れている場合は、種類ごとに保管容器が必要となるため、廃棄物の容積に比べて保管スペースが多量に必要となる。 また、種類ごとの保管ではなく、複数種類の機器を同じ保管容器に入れている場合は、現物確認時にPCB廃棄物の種類を特定した上で数量を確認することが必要であり、確認作業に多大な手間が必要となる。PCB廃棄物処理は必ずしも円滑に進んでいないことから、電機機器ユーザーは多量のPCB廃棄物機器を保管せざるを得ず、その保管場所の確保等に大変苦慮している。 したがって、PCB廃棄物の保管管理を必要最低限なものに合理化し、保管スペースを有効に活用できるようにすべきである。 例えば、現在の区分では照明用コンデンサ、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器等に細分化されている小型機器の区分を、「小型電機機器」といった区分に統合すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル、環境保全(5)</p>	<p>情報機器に係る広域認定制度における取扱いの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。</p> <p>ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、2003年度のパブリックコメントに対する環境省の回答で、製造事業者等が同業種の他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、現行では、共同で広域認定を申請している他社製品の場合に限定され、全ての回収製品が共同申請していない他社製品の場合には、広域認定制度による回収が認められていない。</p> <p>※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。</p> <p>①パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同業種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる」</p> <p>②広域認定制度申請の手引き(改訂版)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行):「1.2.1 産業廃棄物【※自社製品と他社製品の区別】で、2における「製品」として、製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品に加え、当該製品と一体的に販売される他社の製品や、当該廃棄物にやむを得ず混入してしまったものについても、当該認定に係る一連の処理行程において適性な処理が確実に実行される場合には、本制度の対象となります」</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 廃棄物処理法施行規則第12条の12の8</p>
<p>要望内容</p>	<p>広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けている場合は、製品の販売に伴い発生する使用済製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収が適正かつ効率的に行うことが可能であることから、全ての回収製品が共同申請していない他社製品の場合においても、広域認定制度による回収を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>【現状】</p> <p>情報処理機器及び通信機器では、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアの製造メーカーの格差はほとんど無い。このため以下のようなビジネスが展開されている。</p> <p>ア. 情報処理機器及び通信機器のシステムは、一般的に単一メーカーの製品で構成されるものではなく、複数メーカーの機器の組合わせで構成されている。</p> <p>イ. システムの受注は主たるメーカー1社となることが一般的であり、受注したメーカーが他メーカーの機器も含めて納入する。</p> <p>ウ. システムを受注したメーカーは、システムの納入に伴い、使用済機器を一括して回収・廃棄処理するようユーザーから要求される。特に公共機関の入札においては、一般的に、使用済機器を一括して廃棄処理することが前提条件として付与されている。</p> <p>エ. 回収・廃棄処理を依頼される使用済機器の全てが、システムを受注したメーカー以外のメーカーの機器で構成されていることもまれではない。この場合、システムを受注したメーカー以外のメーカーが、機器の導入・撤去にはかかわらない場合がほとんどである。</p> <p>【他メーカーの機器の適正処理が担保できる理由】</p> <p>①広域認定制度において、対象廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けているメーカー(以下「認定メーカー」)が扱う情報処理機器及び通信機器は、メーカーの違いによるハードウェアの特異性はきわめて少なく、標準化・規格化された製品である。</p> <p>ア. メーカー各社は、共通の再資源化事業者を利用している場合が多く、かつメーカー独自の処理方法を必要としない。このことは、家電リサイクルの4製品の再資源化事業者による処理方法に類似している。</p> <p>イ. 製品の部品の標準化・規格化が世界的規模で進んでおり、部品のサプライヤーも淘汰されている。各製造メーカーの機器には、サプライヤーまたは部品自体が共通であったりする場合が一般的である。例えば、パソコンのCPUでは、2社の寡占状態であり、製品にこれらの企業の部品を使用すれば、おのずとハードウェアの規格が統一されて他の部品の共通化にも波及する。</p> <p>ウ. プラスチック材料のISO表示が定着しており、再資源化事業者が処理する場合にも分別が容易である等、適正処理と高い再資源化率を達成している。</p> <p>②認定メーカー各社は、本制度を利用して、以下の取組みを積極的に行うことにより、使用済情報処理機器や通信機器の適正な再資源化処理を効率的に実現している。</p> <p>ア. 各メーカーは、自社のホームページ等で製品情報及び製品の環境情報を公開しており、メーカー間でこれらの情報を共有することで、他社製品の適正処理を可能にしている。</p> <p>イ. 各メーカーは、環境配慮設計を着実に実施しており、解体容易性などで資源の分別を効率的に実現し、適正処理と3R推進の妨げとなる有害物質の使用を抑制している。</p> <p>ウ. パソコンの場合は、J-Moss制度により、各社製品とも有害物質使用の有無が明白であり、他メーカーの機器でも適正処理が可能である。</p> <p>エ. 業界内でメーカー間共通のリサイクル目標を設定し、各メーカーともその達成に向けて取組んでいる。</p> <p>オ. 回収から処分までの管理システムを構築し、適正な回収・処分を実施している。</p> <p>カ. 一連の処理工程について定期的な監査を実施しており、適正処理を維持している。</p> <p>認定メーカーは、上記の取組みにより、「情報処理機器及び通信機器」の分野において、広域認定制度を通じて同一性状の他メーカーの機器を回収した場合であっても、拡大生産者責任の考え方に基づく目的である、製品廃棄物の適正処理、再資源化の促進を実現でき、不適正処理や不法投棄を防止することができる。</p> <p>したがって、認定メーカー等による効率の高い適正処理が確実な同一性状の製品については、自社機器と他社機器が混合した場合のみではなく、撤去対象が全て他社機器の場合であっても、広域認定制度を利用してメーカー等が処理を受託できるように、実情を踏まえた広域認定制度の運用のもとに、情報処理機器と通信機器の再資源化の促進を図るべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(6)</p>	<p>繊維製品に係る広域認定制度の適用範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>広域認定制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造事業者等自身が自社の製品の再生または処理の工程に関与することで、効率的な再生利用等の推進等を目的とした、廃棄物処理法上の特例制度である。 しかしながら、現行では、繊維製品に係る広域認定制度は、産業廃棄物である使用済ユニフォーム等しか認められておらず、一般廃棄物である繊維製品は認められていない。 また、現状、産業廃棄物であっても、繊維製品のサーマルリサイクルは広域認定制度として認められていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3</p>
<p>要望内容</p>	<p>①繊維製品に係る広域認定制度について、一般廃棄物である「合織(ポリエステル、ナイロン6等)から作られた一般衣料」のケミカルリサイクルも認めるべきである。 ②少なくとも産業廃棄物である繊維製品について、サーマルリサイクルの広域認定制度を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①合織メーカーは、合織から作られた一般衣料についても、合織から作られたユニフォームと同様、経済的かつ二酸化炭素排出量の少ないケミカルリサイクルの技術ならびに設備を有している。 合織メーカーなどの製造・販売事業者が、合織から作られた一般衣料を回収・リサイクルするための法的枠組みが整備できれば、わが国における繊維製品のリサイクル率を向上させるための有効な手段となる。 ②加えて、繊維製品は多品種小ロット製品であることから、技術的にリサイクルが難しい。そこで、繊維製品に係るサーマルリサイクルの広域認定が認められれば、繊維製品のリサイクル率が格段に向上する。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課・廃棄物対策課</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(7)</p>	<p>アジアの資源循環に資する 特定有害物質含有物の輸入手続の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場生産活動等に使用された後に、使用済触媒やめっき液などが発生する。これら(※)は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする、いわゆるバーゼル法の適用を受ける。これらの行政手続等に2、3か月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要している。</p> <p>2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」において、3R推進のポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。</p> <p>※生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)</p>
<p>要望内容</p>	<p>わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続の緩和措置を講ずべきである。少なくとも国内においては、オンライン手続の導入も含めて行政手続の簡素化・迅速化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>生産活動後に発生する有価物を含むものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有しており、これらを逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかると、ビジネスとして成立たなくなり、資源の再利用ができない。</p> <p>EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。</p> <p>2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」には、「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める」旨が明記された。また、本年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、「国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献」として、「東アジアにおける循環型社会形成の推進」「環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図る」としている。わが国政府は3Rイニシアティブを推進している立場としてアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべく、できるかぎりの措置を講ずべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(8)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可の広域化ならびに取扱いの徹底</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業は、許可権限単位ごと、かつ廃棄物の種類ごとに収集運搬業の許可を取得しなければならない。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 ③積替え・保管施設に関して、地方公共団体から、法律で規定されていない周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅または港湾における積替え・保管の定義が明確化された。この扱いについては地方公共団体で徐々に統一されつつあるが、その他の場合の扱いについても見直すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第14条第1項 廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知</p>
<p>要望内容</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業に係る許可権限について、少なくとも都道府県単位、さらには地方ブロック単位に集約するなど、広域化すべきである。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。 ③積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。また、貨物駅または港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①産業廃棄物収集運搬業者は、その業務の特性上、多くの地方公共団体と係わりがあるにもかかわらず、産業廃棄物の処理権限単位ごと(政令指定都市、都道府県を含む)、なおかつ廃棄物の種類ごとに許可を取得しなければならない、これらの行政手続は膨大である。許可権限については、政令指定都市単位などに限定すべきではなく、少なくとも都道府県単位、さらには地方ブロック単位に集約すべきである。 ②輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2～3か月をかけて、許可変更の申請を行うことのないようにすべきである。 なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。 ③積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。 住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。 また、貨物駅または港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(9)</p>	<p>廃棄物処理法等に係る事前協議制等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方公共団体の指導要綱</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。 最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取扱われるため、事前協議の審査予約が取難しく、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出事業者がリサイクルを目指しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。 実際に、ある都道府県では、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置については、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行った。 「規制改革推進のための第1次答申」(2007年5月30日)において「各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図るべきである」とし、2007年度中の措置が明記されたことは高く評価できるが、まだ実態は変わっていないことから、引続き対応すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(10)</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会手続の合理化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一定規模以上の廃棄物処理施設の新築または増築にあたっては、リサイクル施設であっても、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情であるとともに、法的な根拠がないにもかかわらず、地方公共団体から周辺住民の同意を取付けることを求められることがあり、廃棄物処理施設の設置が進まないのが現状である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第51条</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理施設の新築または増築に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。 もしくは、都市計画法に定める一定の用途地域内(例えば、工業専用地域、工業地域など)におけるリサイクル施設の新築または増築については、都市計画審議会の承認を要する行為の対象外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の設置が円滑に進まない。 とりわけ、リサイクル施設であれば、焼却や埋立てを伴わないようなマテリアルリサイクル(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには地方公共団体によっては近隣住民の同意を要する場合がある。 少なくとも、「再生利用工場」として循環型社会の形成に寄与する施設については、工業専用地域、工業地域等の一定の用途地域内においては、すみやかに設置できるようにすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(11)</p>	<p>建設リサイクル法におけるリユースの扱いの見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>循環型社会形成推進基本法第7条(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)において、リデュース・リユースがリサイクルに優先しなければならないことがうたわれている。 しかしながら、建設リサイクル法では、もっぱら解体建築物のリサイクルを促進することが目的とされていることから、特定建設資材(コンクリート、鉄、木材、アスファルト等)を含む建材については分別解体することが前提とされている。 このことから、結果的に、リユースが行いにくい現状にある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>循環型社会形成推進基本法第7条 建設リサイクル法第9条</p>
<p>要望内容</p>	<p>住宅等の建材のうちリユースが可能な建材については、分別解体せずに、複合状態のまま、解体現場から容易に持出せるよう、建設リサイクル法における、リユースの扱いを見直すべきである。 具体的には、例えば、建設リサイクル法第9条の規定において、「リユースが可能な場合など正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない」とするなど、建設リサイクル法上において、「リユースができる場合はそれを優先する」旨を明確にし、地方自治体によって判断が異なることがないようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>循環型社会形成推進基本法の基本原則において、リユースがリサイクルに優先すべきことが明記されているにもかかわらず、建設リサイクル法においては、リサイクルすることが優先され、リユースするためには、「分別解体等の計画等」の届出の際に、作業の変更とその理由を追記して、都道府県に届出なければならない。 リユースがリサイクルに優先されるという基本原則に基づき、リユースする場合に、リサイクルする場合よりも余計な記入手続が必要とされるという、現行の建設リサイクル法の規定は見直すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局事業総括調整官室、建設業課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(12)</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①騒音規制法において、指定地域内における工場または事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p> <p>②同様に、振動規制法において、指定地域内における工場または事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>騒音規制法第6条 騒音規制法施行令第1条別表第1 振動規制法第6条 振動規制法施行令第1条別表第1</p>
<p>要望内容</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)、ならびに2006年度回答において「2007年度にスクリー式圧縮機の騒音・振動データを基に技術的検討を行い、結果に基づき2007年度を目途に必要に応じ中央環境審議会に諮問し、対応する」と明記された。また、本年度から検討会において検討が開始されるとの情報がある。本要望が早期かつ確実に実現するよう措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 したがって、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、少なくともスクリー式に代表される回転式圧縮機は対象外とすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省環境管理局大気生活環境室</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(13)</p>	<p>水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9</p>
<p>要望内容</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①着工の約30日前までに、発注先、機器の仕様、工程が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。</p> <p>②現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。</p> <p>③環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置をとるべく、積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている（環境省資料2003年4月）。</p> <p>④例えば、ばい煙発生施設の届出書類で確認可能な内容（工事者氏名、所在地、施設の種類、施設の構造、使用の方法、処理の方法）では、工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考えにくい。</p> <p>このような状況を踏まえ、実審査に60日間を要している案件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめて、これを地方公共団体に開示することなどにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。</p> <p>企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省環境管理局水環境部環境管理課</p>

<p>廃棄物・リサイクル、 環境保全(14)</p>	<p>土壤汚染対策法に基づく調査等に係る報告の電子化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>土壤汚染対策法に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地について調査を行い、都道府県知事に報告しなければならない(土壤汚染対策法第3条)。また、土地の形質を変更しようとする場合には、都道府県知事に届けなければならない(土壤汚染対策法第9条)。 このような土壤汚染対策法に基づく調査の報告や届出の際に、土壤、地下水分析の計量報告書、作業写真、処分証明書等の添付資料の提出が求められており、各自治体から書面による提出を要請されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>土壤汚染対策法第3条、第9条 土壤汚染対策法施行規則第1条、第31条</p>
<p>要望内容</p>	<p>土壤汚染対策法に基づく調査の報告や土地の形質変更等に係る届出に際し、添付資料(計量証明書、処理時の台貫証明、工事写真等)も含めて、電子ファイルでの提出も認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現状では、添付資料を含めて大部にわたる報告書をすべて紙に印刷し、バインダーで閉じ、最低でも正・副2部を提出している。行政手続に係る負担の軽減、さらには電子行政を進める観点から、電子ファイルによる提出も認めるべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省土壤環境課</p>